

犬山市旅館等建築指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の良好な生活環境を保持し、青少年の健全な育成を図るため、旅館等の構造、意匠、形態等に関する基準及びその建築等に係る事前協議について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用途に供する建築物をいう。
- (2) 建築等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替、建築物の用途の変更（同法第87条第1項の場合に限る。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第3号に規定する工作物の建設をいう。
- (3) 駐車施設 自動車の駐車のために供するための建築物及び区画をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、特に定めるものを除き、建築基準法の例による。

(適用対象地域)

第3条 この要綱を適用する地域は、犬山市全域とする。

(旅館等の構造等の基準)

第4条 旅館等は、次に掲げる構造、意匠、形態等の要件を備えるものとする。

- (1) 駐車施設から玄関、帳場及び共用の廊下（非常階段又は非常口とみなされるものを除く。）を通じて客室に連絡する構造その他

市長が適当と認める構造であること（簡易宿所営業の場合を除く。）。

- (2) 意匠及び形態について善良な風俗及び当該旅館等の周辺の健全な生活環境を害するおそれがないこと。
- (3) 客室に専ら客の性的感情を刺激するための装置、照明、装飾品その他の設備を設ける等明らかに通常の旅館等と異なっていないこと。

（建築等についての承認）

第5条 旅館等の建築等をしようとする者（以下「建築主等」という。）は、次に掲げる行為のうち最初に行うものをしようとする日の60日前までに市長に事前協議書（様式第1。以下「協議書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第1条第1項に規定する申請書の提出
- (2) 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の提出
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項に規定する申請書の提出
- (4) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第34条第1項に規定する新設許可申請書の提出
- (5) 農地法（昭和27年法律229号）第4条第2項（同法第5条第3項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出
- (6) 国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）第20条第1項に規定する届出書の提出

2 前項の規定にかかわらず、建築等をしようとする旅館等の構造、意匠、形態等について、前条の要件を備えていることが明らかであると市長が認める場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、協議書の提出を要しない。

- (1) 旅館等の用途に供する部分の規模が2階建て以下であり、かつ、延べ面積が300平方メートル以下であるもの
- (2) 犬山市宅地開発等指導要綱（令和2年要綱第1号）第6条の規

定による審査の対象であるもの

3 第1項の規定は、協議書を提出した後において、当該協議書の内容を変更しようとするときについて準用する。

(添付図書)

第6条 建築主等は、協議書の提出に当たっては、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 付近見取図（縮尺2, 500分の1程度）
- (2) 配置図（縮尺200分の1程度）
- (3) 各階平面図（縮尺100分の1程度）
- (4) 立面図（縮尺100分の1程度で、建築物、門及び塀の意匠及び色彩を明示した図面4面以上）
- (5) 各室の詳細図及び展開図（縮尺50分の1程度）
- (6) 断面図（縮尺100分の1程度で2面以上）
- (7) 広告物、屋外照明施設等の設置個所、形状及び色彩を明示した図面
- (8) 誓約書（様式第2）
- (9) その他市長が必要と認める図書

2 前項第8号の誓約書には、当該誓約に係る協議書を提出する建築主等が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 協議書を提出した建築主等（以下「申請者」という。）が、前条第2項において準用する同条第1項の規定により協議書を提出しようとするときは、第1項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係るものを添付するものとする。

(承認通知)

第7条 市長は、協議書の提出があったときは、その内容を審査し、当該協議書に係る旅館等が第4条の要件を備えていると認めるときは、旅館等建築承認通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(勧告及び公表)

第8条 市長は、前条の場合において、協議書に係る旅館等が第4条

の要件に適合しないと認めるときは、旅館等建築に関する勧告書（様式第4）により申請者に対し、旅館等の建築等に係る計画の変更又は中止を勧告するものとする。

2 市長は、前項の勧告をした場合において、申請者がその勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。

（旅館等建築審査会）

第9条 市長は、協議書の内容を審査するため、必要に応じて旅館等建築審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の招集、運営等に関しては、市長が定める。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。